

社会福祉法人堺市社会福祉協議会
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社協で働くすべての人にとって働きやすい雇用環境の整備することで、仕事と生活の調和をはかり、性別に関係なくその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

2 内 容

目標1：年次有給休暇の取得促進および時間外勤務の適正化により、職業生活と家庭生活の両立をはかる。

<数値目標> 全職員の平均有給休暇取得率 年度付与日数の75%以上

<取組内容>

- ・各部署における勤務体制や業務分担の見直しをはかり、全職員が年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を行う。

<実施時期> 令和8年4月～

目標2：育児をしている職員ならびに育児をしていない職員のどちらにとっても働きやすい職場環境づくりを推進する。

<取組内容>

- ・「職場におけるハラスメント防止に関する基本方針」の周知・徹底、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のために研修を実施する。

<実施時期> 令和8年4月～

社会福祉法人堺市社会福祉協議会
女性の活躍に関する情報公表について

1. 男女間賃金差異

全労働者	69.4%	(令和7年度)
正規労働者	83.7%	(//)
非正規労働者	77.7%	(//)

2. 女性管理職比率

0% (令和8年4月1日現在)

3. 係長級にある者に占める女性労働者の割合

36.4% (令和8年4月1日現在)

4. 有給休暇取得率

88.9% (令和7年度)